

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所	備 考
株式会社 阿部建設	笠間市小原3436	

2. 指名停止措置期間 平成31年2月18日 ～ 平成31年3月17日（1箇月間）

3. 指名停止措置の適用範囲 笠間市が発注する建設工事等

4. 事実概要

株式会社 阿部建設及び株式会社 阿部建設の代表取締役が、同社の業務に関し、法定の除外事由がないのに、同社資材置場において、廃棄物である木くずを焼却したとして、笠間簡易裁判所から廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反で罰金の略式命令を受けた。

5. 指名停止理由

「笠間市建設工事請負業者指名停止等規程」第2条第1項及び別表第2第9号に該当する。

<笠間市建設工事請負業者指名停止等規程 別表第2>

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 9 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、市工事等に相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1箇月以上9箇月以内

問い合わせ先

笠間市役所総務部財政課契約検査室

笠間市中央3-2-1

電話 0296-77-1101(内線219, 220)